三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島県喜多方市熱塩加納町宮川字南大平二八四四の一から二八四四の三四まで、山都町相川字上ノ山乙六六、乙六八、字道目乙五三八、字蟹沢甲三三〇七の一、甲三三〇八の一、甲三三〇九の一、甲三三一〇から甲三三一二まで、甲三三一四から甲三三一九まで、甲三三二二から甲三三二四まで、甲三三二六の乙号、甲三三二七の一、甲三三三五、甲三三三九の二、甲三三三九の三、高郷町揚津字舟ケ窪丙八一三の一、丙八一三の二、丙八一五、耶麻郡猪苗代町大字若宮字馬立場乙一四二三の七、乙一四二三の八

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁並びに喜多方市役所及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
群馬県甘楽郡下仁田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、下仁田町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
下仁田町（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
群馬県利根郡片品村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水害の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び片品村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
群馬県渋川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　干害の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
群馬県吾妻郡長野原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、長野原町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
長野原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、長野原町（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び長野原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千五十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月九日

農林水産大臣　齋藤　健